

ゼロカーボン庁内率先計画

(事務事業編)

ゼロカーボン庁内率先計画（事務事業編）

1）計画の基本的事項

① 計画策定の背景

平成 10（1998）年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法律により、すべての市町村は、地方公共団体実行計画を策定し、自らの事務事業に関して温室効果ガス削減のための措置に取り組むよう義務づけられています。

また、平成 28（2016）年には「地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）」が策定され、中期目標として、日本の温室効果ガス排出量を 2030 年度に 26.0%削減（2013 年度比）することが掲げられました。同計画においても、地方公共団体の役割として、地方公共団体実行計画に基づき率先的な取組を行い、区域の住民・事業者の模範となるよう求められています。

本市においては、自らが一事業者・一消費者として、率先して環境保全に向けた取組を実行するため、平成 13（2001）年 1 月に「福島市率先実行計画（平成 13 年～17 年度）」を、平成 18（2006）年 3 月に「第 2 期福島市率先実行計画（平成 18～22 年度）」を策定しました。平成 23（2011）年度以降は「福島市地球温暖化対策実行計画（平成 23～32 年度）」に基づき市の事務事業に伴う環境負荷の低減に取り組んできました。

② 前計画の取組状況

前計画では、本市の事務事業によって生じる温室効果ガス排出量、燃料使用量、電気使用量、上水道使用量、用紙類使用量、廃棄物排出量の削減等に取り組んできました。

前計画の目標値及び取組状況については、以下のとおりです。

表 1 前計画の目標値

取組項目	目標値（2020 年度まで）
温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）	15%削減（2007 年度基準）
燃料使用量（ガソリン・灯油・軽油・A重油・LPガス・都市ガス）	15%削減（2007 年度基準）
電気使用料	15%削減（2007 年度基準）
用紙類使用量	15%削減（2007 年度基準）
上水道使用量	15%削減（2007 年度基準）
廃棄物排出量	9%削減（2007 年度基準）
リサイクル率（資源物排出量／廃棄物排出量）	30%以上

表2 温室効果ガス排出量等の推移

取組項目	H19 (2007)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	基準年度比	
温室効果ガス 排出量 (t-CO2)	79,571.4	60,073.3	74,156.8	72,998.2	74,981.8	82,833.2	76,322.2	74,463.1	75,428.3	64,516.9	-18.9%	
燃料 使用 量	ガソリン(ℓ)	240,198	267,805	280,599	233,732	230,788	239,918	220,062	221,434	218,059	244,146	1.6%
	灯油(ℓ)	1,464,254	1,031,065	881,192	914,124	830,222	916,120	669,181	584,333	585,797	419,317	-71.4%
	軽油(ℓ)	182,306	87,540	117,812	91,827	89,499	86,837	92,606	104,633	91,052	86,685	-52.5%
	A重油(ℓ)	948,380	707,960	793,545	740,254	666,140	704,201	663,100	677,100	617,604	642,472	-32.3%
	L Pガス(m ³)	100,096	100,711	93,663	74,302	74,302	104,838	113,523	106,485	121,247	109,409	9.3%
	都市ガス(m ³)	467,507	507,515	449,943	422,939	386,402	364,380	456,743	401,738	342,992	488,371	4.5%
	電気使用料(kWh)	33,899,195	22,253,468	19,958,671	22,986,418	23,949,909	22,944,043	24,192,777	21,780,126	22,615,452	21,395,651	-36.9%
用紙類使用量(枚)	34,584,931	37,144,613	36,974,928	40,732,706	35,840,267	36,530,537	36,912,532	37,931,270	37,493,478	33,394,360	-3.4%	
上水道使用量(m ³)	552,195	464,915	442,539	444,980	452,154	501,908	486,655	434,490	445,585	442,363	-19.9%	
廃棄物排出量(kg)	473,505	437,256	490,082	508,754	488,795	455,330	450,899	466,017	460,518	403,957	-14.7%	
リサイクル率	29.4%	28.6%	27.2%	26.7%	26.9%	25.6%	25.1%	27.0%	28.1%	28.2%		

- 令和元(2019)年度において、目標を達成した項目は「温室効果ガス排出量」「燃料使用量(灯油・軽油・A重油)」「電気使用量」「上水道使用量」「廃棄物排出量」となっています。
- ガソリン使用量は、基準年度比1.6%の増加となりました。エコドライブの徹底を図るとともに、クリーンエネルギー自動車の導入を推進する必要があります。
- LPガス使用量は基準年度比9.3%の増加、都市ガスは基準年度比4.5%の増加となりました。主に給湯設備や空調設備に用いられており、使用量はその年の気温により大きく変動します。引き続き、削減に向けた取組を推進していく必要があります。
- 用紙類使用量は、基準年度比3.4%の減少にとどまり、目標達成には至っていません。今後も庁内ネットワークやOA機器を有効に活用し、より一層のペーパーレス化を推進する必要があります。
- リサイクル率は28.2%であり目標達成には至っていません。ごみの排出抑制(リデュース)に努めるとともに、資源物の分別に積極的に取り組む必要があります。

③ 計画の目的

市が一事業者・一消費者として、率先して環境保全に向けた取組を実践し、省資源・省エネルギー・廃棄物減量等の推進を図るとともに、市域における環境配慮行動の模範となることで、市民や事業者の環境保全に向けた自主的かつ積極的な取組を促進することを目的とします。

④ 計画の位置付け

本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として位置付けるとともに、「国等による環境物品等の調達に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）」第 10 条第 1 項に基づく環境物品等の調達の推進を図るための方針として位置付けます。

また、本市は「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）」第 7 条第 1 項に基づく特定事業者指定されていることから、同法律に基づく省エネルギーの取組と連携を図るものとします。

地球温暖化対策の推進に関する法律

（地方公共団体実行計画等）

第 21 条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

（地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進）

第 10 条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。

エネルギーの使用の合理化に関する法律

（特定事業者の指定）

第 7 条 経済産業大臣は、工場等を設置している者（第十九条第一項に規定する連鎖化事業者を除く。第三項において同じ。）のうち、その設置しているすべての工場等におけるエネルギーの年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の使用量の合計量が政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

⑤ 計画の期間

令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間とします。

なお、本計画は、温室効果ガスの排出状況や社会情勢の変化、法改正等により必要に応じて見直しを行います。

また、本計画の基準年度は、直近で実績値が把握できる令和元年度とします。

⑥ 対象範囲

福島市役所のすべての組織・施設における事務事業を対象とします。
これは、指定管理者制度により民間事業者が管理する施設を含みます。

⑦ 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に記載されている7種類のうち、以下に示す4種類とします。

表3 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類		主な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	燃料（ガソリン、灯油、軽油、A重油、LPガス、都市ガス）の使用、電気の使用
	非エネルギー起源	一般廃棄物に混入する廃プラスチック類の焼却
メタン (CH ₄)		公用車の走行、一般廃棄物の焼却、下水及びし尿の処理
一酸化二窒素 (N ₂ O)		公用車の走行、一般廃棄物の焼却、下水及びし尿の処理
ハイドロフルオロカーボン (HFC)		HFC封入のカーエアコンの使用

※パーフルオロカーボン(PFC)、六ふつ化硫黄(SF₆)、三ふつ化窒素(NF₃)は、市の事務事業からの排出がないため、対象外とします。

2) 計画の目標

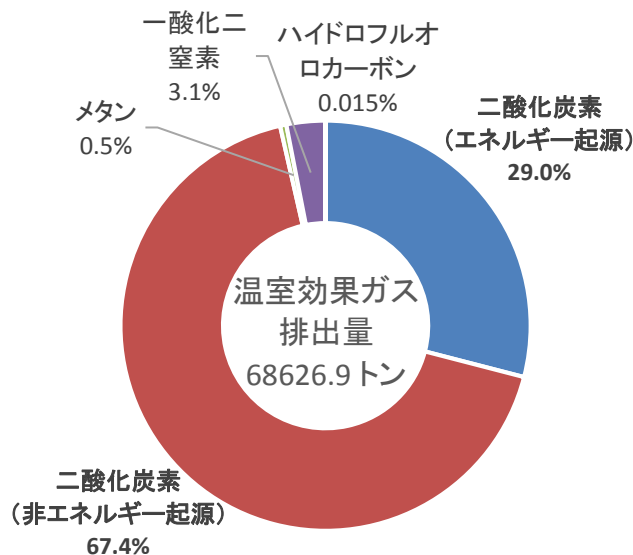
① 令和元年度における温室効果ガス排出量等

基準年度における本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量等は、表4のとおりです。前計画から算定方法及び対象施設の変更があるため、表2「温室効果ガス排出量等の推移」で示した令和元年度の数値と異なった値になっています。

また、本計画で対象とした温室効果ガス別の割合を図1に示します。二酸化炭素が96.4%と大半を占めており、次いで一酸化二窒素の3.1%となっています。

表4 令和元年度における温室効果ガス排出量等

温室効果ガス 排出量 (t-CO2)		68,626.9
燃料 使用 量	ガソリン (ℓ)	265,048
	灯油 (ℓ)	499,325
	軽油 (ℓ)	95,925
	A重油 (ℓ)	642,792
	LPガス (m ³)	110,495
	都市ガス (m ³)	576,738
電気使用料 (kWh)	26,997,083	
用紙類使用量 (枚)	34,215,491	
上水道使用量 (m ³)	512,859	
廃棄物排出量 (kg)	457,485	



温室効果ガス別の割合

② 温室効果ガス排出量の削減目標

本市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量を令和12年度までに基準年度比で **30%削減** することを目標とします。

③ 省資源・省エネルギーに関する目標

- ・事務事業で使用する用紙類を、基準年度比で15%削減します。
- ・庁舎等における上水道使用量を、基準年度比で7%削減します。
- ・公用車のガソリン・軽油使用量を、基準年度比で30%削減します。
- ・庁舎等における灯油・A重油・ガス使用量を、基準年度比で30%削減します。
- ・庁舎等における電気使用量を、基準年度比で30%削減します。

④ 廃棄物減量に関する目標

庁舎等から排出される廃棄物排出量を、基準年度比で30%削減します。

⑤ グリーン購入に関する目標

「グリーン購入法」において、市町村は環境物品等の調達を推進を図るための方針を作成するよう努力義務が定められています。

事務事業に係る物品等の購入にあたっては、「福島市グリーン購入基本方針」に基づき、毎年度、調達方針を定め、グリーン購入を推進します。具体的な目標としては、グリーン購入率90%以上とします。

3) 目標達成に向けた取組内容

① 基本方針

本計画では「**全ての職員による率先したエコ活動の実践**」を基本方針とします。全職員は福島市役所の事務事業が環境に与える影響を十分に認識し、環境への負荷を可能な限り低減するため、以下の事項に取り組みます。

取組1 環境負荷低減に向けたエコ活動の実践

取組2 環境負荷低減に向けた施設マネジメント

取組3 グリーン購入の推進

② 具体的な取組内容

取組1 環境負荷低減に向けたエコ活動の実践

全ての職員は、以下の事項に取り組み、省資源・省エネルギー・廃棄物減量等を推進します。

<電気使用量等の削減>

- ・昼夜を通して不必要な照明の消灯を徹底する。
- ・業務開始前や昼休憩時は、窓口等を除き支障のない範囲で消灯する。
- ・OA機器等を長期間使用しない場合は、主電源をOFFにする。
- ・積極的に階段を使用し、エレベータの使用を控える。
- ・冷房時 28℃、暖房時 20℃を目安に、冷暖房機器の温度管理を徹底する。
- ・クールビズやウォームビズにより冷暖房の使用を控える。
- ・ブラインドやカーテンを利用し、日射等の調整に努める。
- ・ノー残業デーを徹底するとともに、業務終了後は速やかに退庁する。

<用紙類使用量の削減>

- ・庁内ネットワークやOA機器を活用し、ペーパーレス化を推進する。
- ・印刷やコピーの必要性を充分精査し、必要最小限の使用に努める。
- ・裏紙利用、両面印刷、複数ページ印刷を徹底する。
- ・会議資料等の簡素化に努める。

<ごみの減量>

- ・用紙類使用量の削減を推進する。
- ・使い捨て製品の抑制や詰め替え商品の選択に努める。
- ・製品の適正使用、長期使用に努める。

- ・マイバック、マイボトル、マイ箸等の使用に努める。
- ・ごみと資源物の分別を徹底する。

<上水道使用量の削減>

- ・給湯や洗い物等の際は節水に努める。
- ・水漏れの点検を徹底する。

<移動に係る省エネルギー>

- ・近距離移動の際は、徒歩や自転車を利用する。
- ・急発進、急停止の抑制やアイドリングストップ、過度なエアコンの使用を控えるなどエコドライブを徹底する。
- ・不要な荷物は積載しないようにする。
- ・タイヤの空気圧を適正に維持するなど、車両点検を行い燃費向上に努める。
- ・テレワークやテレビ会議等、ICT（情報通信技術）を活用した働き方の導入を図り、公用車利用の機会を減らすよう努める。

取組2 環境負荷低減のための施設マネジメント

市の施設や設備の運転管理等については、以下の事項の取組に努めます。

<設備の適正管理>

- ・省エネ法に基づくエネルギー管理標準に従い、各設備の運転管理・計測記録・保守点検・新設措置等を適正に行う。

<施設の環境性能向上>

- ・太陽光発電・太陽熱利用設備など公共施設への再生可能エネルギー導入に努める。
- ・設備や機器の導入、更新にあたっては、LED照明等のエネルギー性能や節水性能の高い設備・機器の選定に努める。
- ・公共施設の新設、改築にあたっては、環境性能に優れた構造とするよう努める。
- ・公共施設における緑化の推進と適正な維持管理に努める。

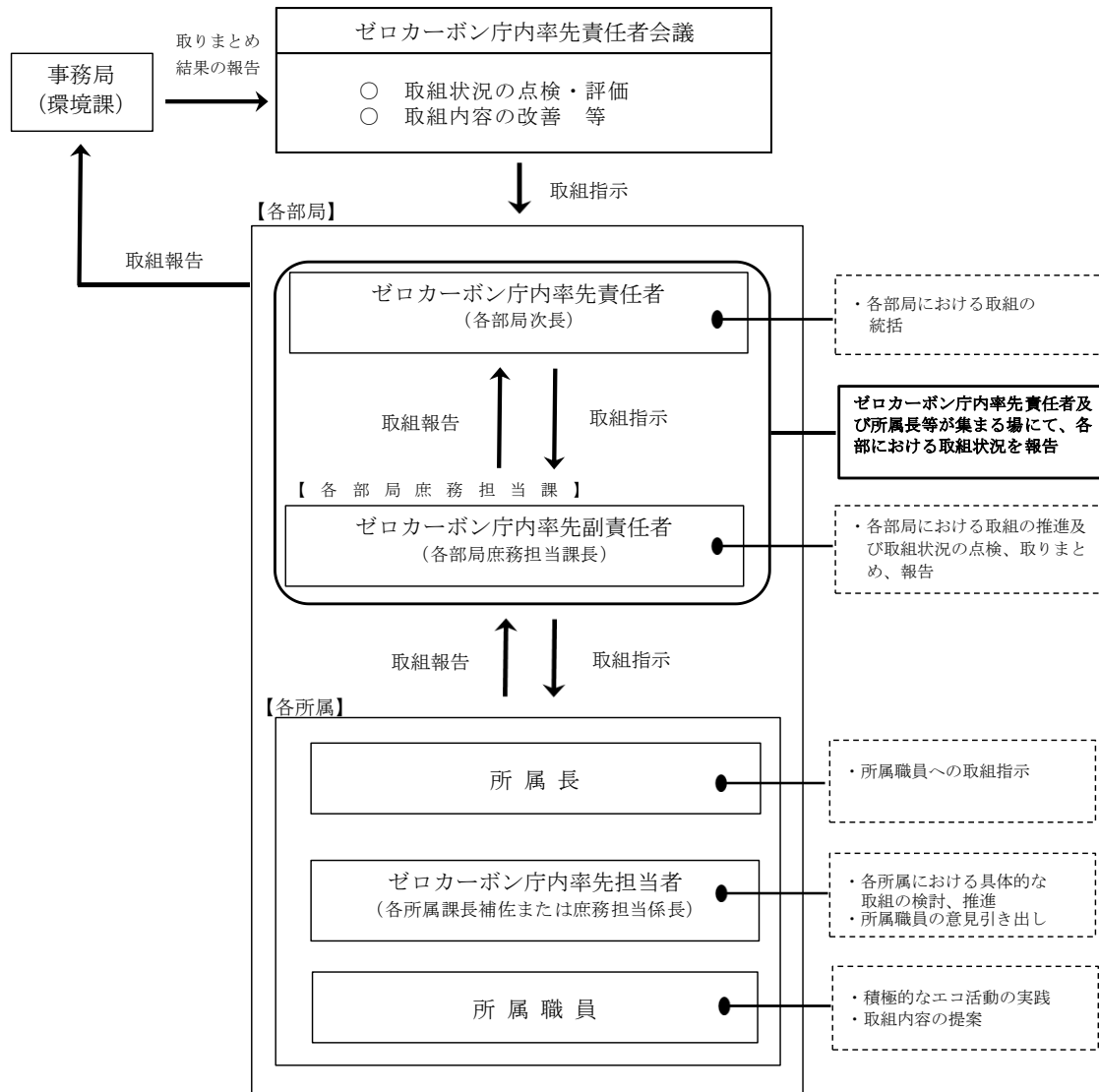
取組3 グリーン購入の推進

- ・グリーン購入基本方針及び調達方針に従い、物品等を購入する。
- ・再生可能エネルギー由来の電力の調達に努める。
- ・調達方針にない物品等についても、可能な限り環境負荷の低いものを購入する。
- ・公用車については、EVやPHV、FCV等のクリーンエネルギー自動車の導入に努める。

4) 計画の推進体制

① 推進体制

下記に示す推進体制により、本計画の効果的な推進を図ります。



② 公表

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第10項に基づき毎年度、本計画の取組結果を市ホームページ等で公表します。

福島市グリーン購入基本方針

この基本方針は、市で行う環境に配慮した物品やサービス等の優先的な購入（以下「グリーン購入」という。）を推進するため、基本的事項を定めるものである。

1 グリーン購入の基本的な考え方

以下の基本的な考え方に基づき、物品等の購入を行うとともに、購入した物品等を使用するものとする。

- (1) 物品等を購入する前に必要性・必要量を十分に考慮し、必要最小限の購入に努める。なお、グリーン購入推進を理由として購入総量が増加することのないよう配慮する。
- (2) できる限り広範な物品等について、価格や品質に加えて環境負荷の低減を考慮した物品等を購入するよう努める。
- (3) 購入した物品等について、適正使用や長期使用、分別廃棄等に留意し、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努める。

2 特定調達品目及び調達方針

市が重点的にグリーン購入を推進する物品等を「特定調達品目」とする。

毎年度、特定調達品目とグリーン購入にあたっての判断基準、調達目標等を定めた「グリーン購入調達方針」を作成し、当該調達方針に基づき、当該年度におけるグリーン購入に取り組むものとする。

3 特定調達品目以外の物品等の購入

特定調達品目以外の物品やサービス等の購入については、グリーン購入の基本的な考え方及びグリーン購入調達方針等を参考にし、できる限りグリーン購入に努めるものとする。

4 購入実績の公表

毎年度、グリーン購入の実績を取りまとめ、これを公表するものとする。

なお、指定管理者制度により民間事業者が管理する施設については、集計対象から除外するものとする。

5 基本方針の見直し

この基本方針は、社会情勢の変化等に合わせて、適宜見直しを行う。

福島市 環境部 環境課

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

T E L (024) 535-1111 (代表)

内線 3715・3716

(024) 525-3742 (直通)

F A X (024) 563-7290

Eメール kankyou@city.fukushima.fukushima.jp